

第九十回帝國議會
衆議院

恩給法の一部を改正する法律案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

恩給法の一部を改正する法律案
(政府提出)

昭和二十一年八月十五日(木曜日)
午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 北浦圭太郎君

理事 小島 徹三君 理事 坂田 道太君

理事 小野瀬忠兵衛君 理事 富吉 榮二君

磯崎 貞序君 耳 四郎君

有馬 英二君 白井 秀吉君

松尾 トシ君 森本 義夫君

平野八 郎君 久芳庄二郎君

出席政府委員

法制局長官 入江 俊郎君

内閣事務官 三橋 則雄君

本日ノ會議ニ付シタ議案

恩給法の一部を改正する法律案
(政府提出)

○北浦委員長 是ヨリ會議ヲ開キ

マス、委員諸君ニ御諮リ致シマス
ガ、本日ハ關係資料ノ請求ト、政
府委員ノ説明ヲ聽イテ、質問ハ次
會期日ニ致シタイト思ヒマスガ、
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○北浦委員長 其ノ通り決シマス

タ、ソレデハ關係資料ノ請求デア
リマスガ——富吉君

○富吉委員 私ハ資料ヲ請求致シ

マス、現在ハ官吏制度モ餘程變リ
マシタガ、從來高等官、判任官ト
呼ンデ居リマシタノデ、高等官、
判任官トシテ御願ヒスルノデス
ガ、文官恩給令ノ高等官、判任官
別々ノ金額、受恩給者ノ員數ヲ、
極ク最近ノ資料ヲ御願ヒシマス

ソレカラ恩給金庫法ガ制定サレ
テカラ之ヲ利用シタ數、年度別、
ソレノ借入金額、其ノ官等、ト言
ヒマシテモ高等官トカ、判任官ト
カ、或ハソレニ準ズルモノヲ別々
ニシテ載キタイ、恩給ガ所謂受恩
給者ニ及ボス影響ヲ見タイ、斯ウ
云フノデアリマス、其ノ二ツノ資
料ヲ御願ヒ致シマス

○三橋政府委員 只今ノ資料ノ第
一點デアリマスガ、受恩給者ノ人
員額ニ付テハ、高等官判任官ト云
ツタ區分ヲシタモノヲ實ハ持ツテ
居ナイノデアリマス、ソレデ受恩
給者全體ヲ通ジテノモノハゴザイ
マス、ソレデ御承知願ヘマセヌカ
ソレカラ第二ノ、恩給金庫制定
以來ノ利用者ノ内容ニ付テノ資料
ハ、一々高等官、判任官ト云フ風
ニハ分ツテ居リマセヌ、唯皆テノ
資料デ、ドウ云フ事情デ借リテ來
ラレタカト云フ、貸付ノ内容ヲ一
一調べタモノガゴザイマス、ソレ
ハ纏メテ後デ御手許ニ差上ゲマス

○北浦委員長 他ニゴザイマセヌ
カ、ナイト認メマス——政府委員
ニ提案理由ノ説明ヲ御願ヒシマス
○入江政府委員 只今議題トナリ
マシタ恩給法中改正法律案ニ付キ
マシテ、其ノ提案理由ヲ御説明申
上ゲマス

今回政府ガ此ノ法案ニ依リマシ
テ、恩給法ニ改正ヲ加ヘヨウト致
シマスル事項ハ、既ニ本會議ニ於
テモ申述ベマシタ通り、大體ニ於
キマシテ之ヲ三點ニ要約スルコト
ガ出來ルノデアリマス、即チ其ノ
第一ハ、終戦ニ伴ヒ、不必要又ハ
不適當トナツタ諸規定ノ削除又ハ
整理デアリマシテ、從來恩給法中
ニアリマシタ、戰爭ヲ前提トスル
各種ノ規定及ビ軍人、準軍人ニ關
スル規定、並ビ朝鮮、臺灣等外
地ニ統治權ヲ現實ニ行使スルコト
ヲ前提トスル諸規定ヲ、削除又ハ
整理致シタコトデアリ、第二ハ、
去ル四月一日ヨリ施行セラレマシ
タ官吏制度ノ改正ニ伴ヒマシテ、
官吏任用敍級令及ビ官吏俸給令ト
云フ二ツノ勅令ガ施行致サレマシ
テ、高等官官等俸給令トカ、判任
官俸給令ト云フ風ナ從前ノ規定ガ
廢止セラレマシタ爲ニ、從來ノ高
等官、判任官ノ階級ノ區別ヲヤメ
ルコトニ致シタノデアリマス、ソ
レコトニ等ニ伴フ規定ヲ整理スルコ
ト、更ニ同ジク官吏制度ノ改正ニ

伴ヒマシテ、從來待遇官吏トシテ
扱ハレテ居リマシタ教育職員、警
察、監獄職員ノ大部分ガ、所謂本
官トナリマシタ爲ニ、之ニ關聯ス
ル規定ヲ整理改正スルコト致シ
タコトデアリマス、又第三ハ、
從來朝鮮ノ道、臺灣ノ州等、外地
ノ地方經濟ガ負擔シテ居リマシタ
恩給ヲ、終戦後ノ是等外地ノ事情
ノ變更ニ伴ヒマシテ、今後ハ國庫
ニ於テ負擔スルコトト致シタコト
デアリマス、以下是等三點ニ付
テ若干御説明申上ゲタイト存ジ
マス

先ヅ第一ノ點デアリマスガ、現
行法ニ依リマス、例ヘバ戰爭ニ
從軍シタ軍人ハ、其ノ在職年ノ計
算ニ於キマシテ、一年ヲ四年トシ
テ計算スルコト云フ規定、或ハ戰死
者ノ遺族ニ對シテハ、特別有利ナ
扶助料ヲ與ヘルト云フ規定、即チ
戰爭ノ存在ヲ前提トシタ色々ナ規
定ガアリマシタ、又軍人、準軍人
ハ、從來恩給法ノ適用ヲ受ケル公
務員ノ種別中、最も重要ナ地位ヲ
占メテ居リマシタ關係上、是等ニ
關スル規定ハ極メテ多數ニ上ツテ
居ツタノデアリマス、然ルニ終戦
後、我國ハ全世界ニ率先シテ戰爭
ヲ放棄スルノ決意ヲ固メ、又軍備
ヲ撤廢スルニ至リマシタ結果トシ
テ、將來ハ戰爭ヲ前提トスルガ如
キ規定ハ全く不必要トナリ、又軍
人、準軍人等ノ存在ノモ之ヲ認メナ
イコトトナリマシタノデ、今回は
等ノ諸規定ヲ總テ削除整理スルコ
トト相成ツタ次第デアリマス、殊
ニ軍人、準軍人等ノ恩給ニ付キマ
シテハ、御承知ノ通り、昨年十一
月二十四日ノ聯合國最高司令部ノ
覺書ニ依リマシテ、傷病關係ノ恩
給ヲ除キ、原則トシテ之ヲ廢止ス
ベキコトガ指令セラレマシタノ
デ、政府ハ之ニ基キ、本年二月一
日勅令第六十八號ヲ以テ、「ボッ
ダム」宣言受諾ニ伴ヒ發スル命令
ニ關スル件ト云フ緊急勅令ニ基キ
マシテ、恩給法ノ特例ニ關スル規
定ヲ制定公布シ、軍人及ビ準軍人
等ノ恩給ハ、既ニ同日限り廢止ス
ル措置ガ講ゼラレテアルノデアリ
マス、更ニ朝鮮、臺灣等ノ外地ニ
付キマシテハ、既ニ事實上ニ於テ
我統治權ヲ行使シ得ザル實情ニ立
至ツテ居リマスノデ、此ノ際ニ
外地ニ關スル規定ヲ整理スルコト
ト致シタ次第デアリマス、尤モ是
等ノ規定ノ整理ニ伴フ必要ナ經過
的ノ事柄ニ付テハ、之ヲ本案ノ附
則ニ於テ、適當ニ規定ヲ置クコト
ト致シマシタ

次ニ第二ノ點ニ付キマシテハ、
現行恩給法ニ依リマス、傷病者
ニ給セラル、増加恩給、傷病年金

等ハ、親任、勅任、奏任及ビ判任ノ各等ノ階級ニ依リマシテ、ソノ金額等ニ差異ヲ設ケテ居ルノデアリマスガ、去ル四月一日施行ノ官吏任用敍級令ニ依リマシテ、是等ノ階級ノ區別ハ撤廢セラレ、總テノ官吏ハ原則トシテ親任及ビ第一級乃至第三級ノ三級ニ區分セラレマスルト共ニ、官吏ノ俸給ニ付テモ、高等官官等俸給令、判任官俸給令ガ廢止セラレ、官吏俸給令ト云フ單一ノ制度ニ一元化セラル、コトトナリマシタノデ、今回右官吏ノ新シイ種別及ビ俸給ノ制度ニ對應シテ、傷病恩給關係ノ規定ニ必要ナ改正ヲ加フルコトト致シタノデアリマス

尙ホ今回ノ官吏制度ノ改正ニ依リマシテ、從來待遇官吏デアリマシタ教育職員、警察監獄職員ノ大部分ハ本官トナリマシタノデ、本案ニ於キマシテハ、是等ノ改正ニ伴フ所要ノ改正ヲ加ヘルコトト致シテ居ルノデアリマス

第三ノ點ハ、恩給ノ中デ外地ノ經濟ノ負擔ニ屬シテ居リマシタ其ノ負擔ヲ、國庫ノ負擔ト致シタ點デアリマス、從來恩給法第十六條ノ規定ニ依リマシテ、朝鮮ノ道、臺灣ノ州等ノ如キ、外地ノ地方經濟ガ負擔スルコトニ定メラレテ居リマシタ恩給ハ、終戦後ハ、事實上負擔スル地方經濟ガ其ノ實質ヲ喪失シ、隨テ之ヲ支給スルノ途ナキ狀態ニ陥ツテ居リマスノデ、此

ノ點ニ關スル規定ヲ改正シ、是等ノ恩給ハ國庫ガ之ヲ負擔スルコトトシ、恩給ノ支給ニ遺憾ナキヲ期シタ次第デアリマス

以上ガ本法案ヲ提出スルニ至リマシタ理由デアリマス、何卒十分ナル御審議ヲ賜ハラントヲ希望致シマス

○北浦委員長 本日ハ此ノ程度ニ致シマシテ、次會ハ公報デ御知セスルコトニ致シマス、是デ散會致シマス

午前十時三十五分散會